

マイナンバーが必要です！

給与等の収入金額の合計額[A]	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額[A]	給与所得の金額
～550,999 円	0 円	1,628,000 円～1,799,999 円	$[A] \div 4 (\text{千円未満切捨て}) \times 2.4 + 10 \text{ 万円}$
551,000 円～1,618,999 円	$[A] - 550,000 \text{ 円}$	1,800,000 円～3,599,999 円	$[A] \div 4 (\text{〃}) \times 2.8 - 8 \text{ 万円}$
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	3,600,000 円～6,599,999 円	$[A] \div 4 (\text{〃}) \times 3.2 - 44 \text{ 万円}$
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円～8,499,999 円	$[A] \times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円～	$[A] - 1,950,000 \text{ 円}$
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円		

年齢区分	公的年金等の収入金額…〔A〕	公的年金等にかかる雑所得
65歳未満 昭和35年1月2日以後生	～1, 299, 999円	(A×100%) －600, 000円
	1, 300, 000円～4, 099, 999円	(A× 75%) －275, 000円
	4, 100, 000円～7, 699, 999円	(A× 85%) －685, 000円
	7, 700, 000円～9, 999, 999円	(A× 95%)－1, 455, 000円
	10, 000, 000円～	(A×100%)－1, 955, 000円
65歳以上 昭和35年1月1日以前生	～3, 299, 999円	(A×100%)－1, 100, 000円
	3, 300, 000円～4, 099, 999円	(A× 75%) －275, 000円
	4, 100, 000円～7, 699, 999円	(A× 85%) －685, 000円
	7, 700, 000円～9, 999, 999円	(A× 95%)－1, 455, 000円
	10, 000, 000円～	(A×100%)－1, 955, 000円

①給与所得と年金所得があり、その合計が 10 万円を超える場合 <u>控除額＝給与所得※＋年金にかかる雑所得※－10 万円</u> ※それぞれ上限額は 10 万円（当該控除額を給与所得額から差引く）	②給与収入が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当 ・23 歳未満の扶養親族を有する者 ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者 <u>控除額＝（給与等の収入金額※－850 万円）×10%</u> ※1,000 万円を超える場合は 1,000 万円で計算（当該控除額を給与所得額から差引く）
--	---

月 日	時 間	会 場	月 日	時 間	会 場	
2月21日(金)	9:30～16:00	余田公民館	3月10日(月)	9:30～16:00	新庄公民館	
2月25日(火)	9:30～16:00	阿月公民館	3月11日(火)	9:30～16:00	伊陸公民館	
2月27日(木)	9:30～16:00	伊保庄公民館	3月12日(水)	9:30～16:00	日積公民館	
3月4日(火)	11:00～16:00	平郡東公民館	2月17日(月) ?	8:30～17:00	柳井市役所 1階 税務課	
3月5日(水)	9:30～13:00	平郡西集会所				
3月6日(木)	9:30～16:00	ふれあいタウン大畠	3月17日(月) (土日祝日を除く)	※受付最終 16:45		
3月7日(金)						

市民税・県民税の申告について

○障害者、寡婦、ひとり親、未成年者の人で昨年中の合計所得金額が135万円以下の人は、市民税・県民税はかかりませんが、申告書の該当するところへ記入のうえ申告いただきますようご協力をお願いします。

市民税・県民税の申告書の書き方

① 収入金額、所得金額の記入欄		
営 業 等	漁業、建設業、製造業、卸売業、小売業、料理飲食店業、修理事業、サービス業などから生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、作家、画家、諸教師、マッサージ、その他医業に類する事業、各種の外交官、大工、左官など(※専従者給与の支払いのある方は、申告書裏面の「12 事業専従者に関する事項」にも記入が必要です。)	
農 業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得	
不 動 産	貸家、貸店舗、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、船舶または航空機の貸付などから生ずる所得	
利 子	源泉分離されていない公社債及び定期預金の利子、貸付信託の分配金などにかかる所得	
配 当	株式の配当、証券投資信託の配当、協同組合の剰余金など	
給 与	給与、賃金、賞与、歳費など。所得は 給与所得計算表(別表1) により 算出 (ただし、特定支出がある場合は計算方法が異なります。)	
公 的 年 金 等	年金、恩給等公的年金等にかかる雑所得。所得は 公的年金等にかかる雑所得の計算表(別表2) により 算出	
雑 (業務、その他)	業 務：原稿料、印税、講演料などの副収入 その他：生命保険の年金(個人年金)や互助年金等 ※上記「業務」以外	
総 合 譲 渡	自動車や機械、船舶、特許権、漁業権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得 ・「短期」－所有期間が5年以下の資産を譲渡したもの ・「長期」－所有期間が5年を超える資産を譲渡したもの	
一 時	賞金、懸賞当せん金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金などの所得	

② 所得から差し引かれる金額		
雑 損 控 除	前年中災害などによって生活用資産に損害を受けた場合に控除される金額です。(実質損失額-総所得金額等の合計額の10%) または(災害関連支出の金額-5万円) のうちいずれか多い方の金額 損害を受けた資産の明細書・証明書を添付	
医 療 費 控 除 ①・②のいずれかを選択 ※限度額は ① 200 万円、② 88,000 円	前年中あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費等を支払った場合に控除される金額です。 ①医療費の実質負担額- (10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い金額) ②セルフメディケーション医薬品等の購入金額-1万2千円 医療費の明細書を添付	
社 会 保 険 料 控 除	前年中に支払った健康保険、厚生年金保険、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などの金額です。 保険料を支払った領収書・証明書を添付	
小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが、小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金及び個人型確定拠出年金の掛金の合計です。 支払った掛金の証明書を添付	
生 命 保 険 料 控 除	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険・個人年金保険契約等について支払った金額です。 支払った保険料の証明書を添付 (旧契約の一般生命保険料は、9,000 円を超える場合)	
	保険料の区分	支払った保険料の合計額 生命保険料控除額
①一般生命保険料	新契約	12,000 円までの場合 支払保険料の全額
		12,000 円を超え 32,000 円まで 支払保険料×1/2+6,000 円
		32,000 円を超え 56,000 円まで 支払保険料×1/4+14,000 円
②介護医療保険料	旧契約	56,000 円を超える場合 28,000 円
15,000 円までの場合 支払保険料の全額		
15,000 円を超え 40,000 円まで 支払保険料×1/2+7,500 円		
40,000 円を超え 70,000 円まで 支払保険料×1/4+17,500 円		
70,000 円を超える場合 35,000 円		
③個人年金保険料		
①②③について、それぞれの上の算式より計算した額の合計額(限度額 70,000 円) ①または③については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円)		
※新契約は、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等を、旧契約は、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等をいいます。		
地 震 保 険 料 控 除	居住用建物と家財に対して地震損害等によって生じた損害を補償する地震災害専用保険について支払った金額です。なお、平成 18 年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられています。(短期損害保険料控除は廃止になりました。) 支払った保険料の証明書を添付	
	保険料の区分	支払った保険料の合計額 地震保険料控除額
①地震保険料	50,000 円までの場合	支払保険料×1/2
	50,000 円を超える場合	25,000 円
②旧長期損害保険料	5,000 円までの場合	支払保険料の全額
	5,000 円を超え 15,000 円までの場合	支払保険料×1/2+2,500 円
	15,000 円を超える場合	10,000 円
①と②の両方の場合	それぞれの控除額を求め合計した額(最高 25,000 円)	
(注) 長期損害保険料の火災保険に地震保険を付帯した場合には、長期損害保険料または地震保険のどちらか一方の控除しか受けられません。		

※右段へ続く

申告には、マイナンバーカード（個人番号カード）や通知カード等及び本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

※本人確認書類は、顔写真付き（運転免許証など）は1つ、顔写真なし（被保険者証など）は2つ以上必要です。

令和7年度 市民税・県民税 申告書

(宛先) 柳井市長

令和 年 月 日 提出

個人番号(マイナンバー)を記入してください

住所
フリガナ
氏名
個人番号
生年月日
職業または勤務先

1 収入金額等
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
専従者給与
公的年金等
業務
その他
短期
長期
一
2 所得金額
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
公的年金等
業務
その他
雑所得小計
総合譲渡・一時
合計
社会保険料控除
小規模企業共済等
生命保険
地震保険
障害・ひとり親
勤労学生・障害者控除
配偶者控除
配偶者特別控除
4 所得から差し引かれる金額
医療費控除
基礎控除
合計
セルフメディケーション税制を選択する場合は「1」

3 前年中に所得の無かった人や非課税所得者は記入してください。
1 非課税所得により生活
2 扶養されていた
3 預貯金、借入金で生活
4 病气療養中
5 失業中
6 その他

《分離課税に係る所得等のある方は、分離課税所得用の申告書の提出が必要です。ので、あらかじめ税務課までご連絡ください。》

申告書の書き方等のお問い合わせ先

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

柳井市 市民部 税務課(市民税係)

電話 0820-22-2111 内線 133・134

② 所得から差し引かれる金額 (続き)

寡 婦 控 除

前年中の合計所得金額が500万円以下の人で、
①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族のある人
②夫と死別した後婚姻していない人や、夫の生死が不明な人
(事実上婚姻関係があると認められる者は除く)………260,000円

ひとり親控除

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人………300,000円

勤 労 学 生 控

あなたが学生、生徒等で前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人………260,000円

障 害 者 控 除

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている人。または心身に障害のある人、障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。

区 分	控 除 額	
	本 人	同一生計配偶者または扶養親族
障害者	260,000円	260,000円
特別障害者	300,000円	300,000円
同居特別障害者		530,000円

注) 扶養控除の対象から外れる年少扶養親族(16歳未満)、同一生計配偶者も障害者控除の対象となります。

◎特別障害者…障害者のうち、重度の知的障害者と認定された人。身体障害の程度が1級または2級に該当する人。常に就床を要し複雑な介護を要する人。

◎控除対象配偶者、扶養親族とは、あなたと生計を一にする配偶者、親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)で前年中の合計所得金額が48万円以下の人です。

配 偶 者 控 除

控 除 額	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超	950万円超
控除の種類		950万円以下	1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円

控除の対象から外れる(納税義務者の方の合計所得金額が1,000万円を超える)同一生計配偶者の方は、この欄に記入いただくとともに、氏名を○で囲んでください。

配 偶 者 特 別 控 除

控 除 額	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超	950万円超
配偶者の合計所得		950万円以下	1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者(控除対象配偶者、他の人の扶養親族、事業専従者または、前年中の合計所得金額が48万円以下または133万円を超える人を除く。)を有する場合に適用されます。

扶 養 控 除
(扶養親族1人につき)

(1)一般の扶養親族 ……330,000円
(年齢16歳以上で次の(2)～(4)に該当する人を除く)

(2)特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) ……450,000円
(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人)

(3)老人扶養親族(年齢70歳以上) ……380,000円
(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

(4)同居老親等 ……450,000円
(老人扶養親族のうち、あなたまたはあなたの配偶者の直系尊属で、あなたまたはあなたの配偶者との同居を常況としている人。)

16歳未満の扶養親族

控除の対象となりませんが、非課税限度額の算定をするために必要です。

※別居の扶養親族の人は、申告書裏面の「14 別居の扶養親族等に関する事項」に記入が必要です。
※非居住者である親族(国外居住親族)について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除)の適用を受ける場合には、申告時に、その親族の年齢等の区分に応じて、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」の添付または提示が必要です。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したことにより年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合は、その必要はありません。

◆詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について [検索](#)

www.nta.go.jp

基 礎 控 除

控 除 額	納税義務者の合計所得			
	2,400万円以下	2,400万円超	2,450万円超	2,500万円超
基礎控除	43万円	2,450万円以下	2,500万円以下	適用なし
		29万円	15万円	

③所得のなかった人の記入欄

前年中に所得のなかった人は、この欄の該当する番号に○をつけて、必要事項を記入してください。

④ 納税方法の記入欄

給与及び公的年金等に係る所得のある方のうち給与及び公的年金以外の所得のある人は、その所得にかかる市民税・県民税の納税方法を選択してください。

事業税(県民税)に関する事項

個人の事業税の納税義務者で、その事業の所得の金額が事業主控除額(290万円)を超える人は、「事業税に関する事項」の欄が設けられていますので、記入してください。